男女共同参画情報紙

NO. 45

2016.3.5 発行

なだわらの風

女×仕事 かける ×わたし かける

女性が働くということ

男女共同参画社会とは・・・

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

（男女共同参画社会基本法第2条）

女性たちの置かれている
現状を見てみましょう

① 女性の労働力率（年代別）は？

（参照：男女共同参画白書平成27年度版）

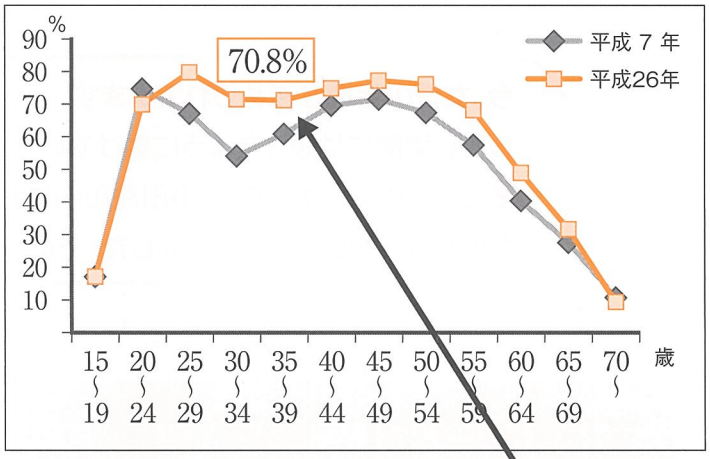

35歳から39歳の時に、女性の※労働力率はいったん落ち込みます。これは、結婚や出産により離職する人が多いからなんです。平成7年に比べ、平成26年ではカーブが浅くなってきてはいますが、依然としてM字を描いています。男性では、このような落ち込みはありません。

※労働力率とは15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合

② 雇用形態別の割合（男女別）は？

（参照：総務省「労働力調査」）

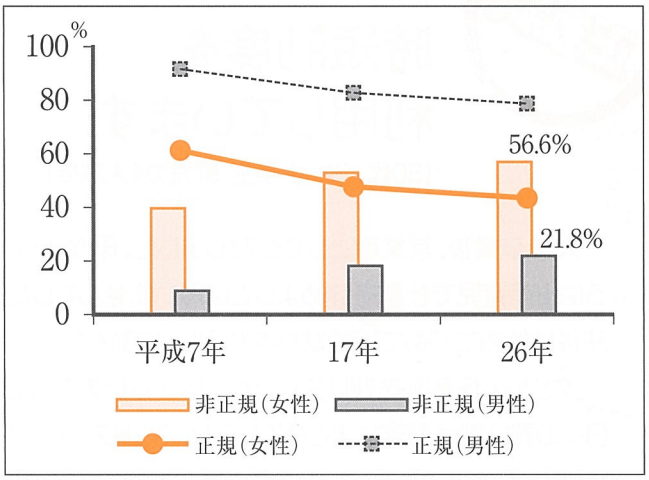

労働者数を見てみると、非正規雇用の労働者数では男女ともに増加傾向にありますが、その割合は男性に比べ女性の方が圧倒的に多くなっています。

③ 103万円・130万円の壁ってなに？

パートなどで働く配偶者の場合、その年収が103万円を超えたとき、または130万円以上になると、世帯の手取りが減ってしまうことがあります。そのため、「働いても手取りが減るのであれば、この範囲を超えない程度に仕事をとどめておこう」という人が出てくるわけです。現在、少子高齢化が進み、働き手の数が減ってきているので、働く意欲のある女性たちの力が無ければ日本は立ち行かなくなるともいわれています。働きたいと思う女性が、この二つの壁を意識せずに働けることが必要かもしれません。

（※国では制度等の見直しについて検討をしています。（平成28年1月現在））

パートタイム労働者の年収	パート労働者本人			その配偶者	
	所得税	住民税※1	社会保険料※2	配偶者控除	配偶者特別控除
～100万円以下	×	×	×	×	×
100万円を超え103万円以下	×	かかる	×	×	×
103万円を超え130万円未満	かかる	かかる	×	×	受けられる
130万円以上141万円未満	かかる	かかる	負担する	負担する	受けられる
141万円以上～	かかる	かかる	負担する	負担する	×

※1　非課税限度額は自治体によって異なる。
※2　健康保険料、厚生年金保険料など。

参考：暮らし☆解説（NHK）
パートタイム労働法のあらまし（厚労省）
パート労働者キャリアアップ支援サイト（厚労省）

④ 最近の動きも見てみよう！

「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」が成立しました（H27.8）。この法律は、女性の働きたいという希望を実現につなげ、活力ある社会を作っていこうというものです。

「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定しました（H27.12）。“女性の活躍を推進するためには、男性の働き方や暮らし方を見直し、男性中心型の労働慣行を変えていこう！”が強調点のひとつとなっています。

編集会議から……

Y：女性を取り巻く環境を改めて知ったわ。
F：子育てしながら働いてきたから、働くのは当たり前だと思ってたけど、いろいろ厳しい面もあるのね。
T：そうそう。スキルや経験があっても、出産とかで一回レールを外れるともうだめなのかしら？
K：そうね。そもそも、子育てや家事って女性に負担がかかりすぎなんじゃない？
I：みんな、どんな風に働いているんだろう？？？

それでは、いろいろな人に聞いてみましょう！

あなたらしく働いていますか？

今、女性の活躍が求められています。
しかし実際には思ったように働けていない現実もあるようです。
そこで、実行委員会では、小田原市内にお住まいの20代～60代の女性にインタビューを行いました。その一部をご紹介します。

資格を活かして40代で再就職

正社員

【50代／夫、大学生2人と実父の5人家族】

子育てが一段落し、銀行でパート勤務を始めましたが、その状況に飽き足らず、自信をもって仕事が出来るように宅地建物取引主任者などの資格を取りました。そのお陰か40代半ばで正規雇用での再就職を果たし、現在は不動産会社で支店長代理として勤務しています。勤務時間が長く家族と過ごす時間が限られることは心苦しいのですが、夫との家事分担もうまくいっているし、今はまだ元気な父との同居もあり、安心して働いています。子どもたちは、「お母さんみたいな働き方をしたい」と言ってくれます。家族の応援で日々頑張ることが出来ていると思っています。

働き方はそれぞれでも、働く場を持つことは社会的な経験値も高められると思います。働きたいけど、働けないという方もいらっしゃるかもしれませんが、それは自分で壁を作ってしまっているのかもしれないですね。

2度の転職で得たワークライフバランス

正社員

【40代／夫と2人家族】

生命保険会社に勤務して、35歳で管理職になりました。部下とのキャリア面談で「あなたを見ていると辛そうだから、マネージャーにはなりたくない」と言われたのをきっかけに、仕事一筋だった自分に気づき退職の決断をしました。その後勤めたスーパーでは女性の活躍を推進していたので、私も食品部門のバイヤーに抜擢されました。ところが「経験がない」「女性である」という理由で、男性社員からいやがらせをうけたため再度転職し、今は損害保険会社に勤務しています。

仕事をしている、していないにかかわらず、どんな状況でも大変さはあります。私は離婚を経験したり、2度の転職をしたりしましたが、そのような経験から精神的に自立していることがどんなに大切かと気づきました。以前はいわゆる“仕事人間”で仕事にのめりこんでいましたが、今は再婚もし、仕事と家庭のバランスはもちろん、人とのつながりを大切に、日々の暮らしを送っています。

起業を目指し、勉強中!

パート

【50代／夫と中学生の3人家族】

結婚、出産後は夫の意向もあり専業主婦でした。子どもが中学生になったのを機にまた働きたくなったので、夫と話し合い、週2回パートで働き始めました。仲間も増え、思い切って働いてみて良かったです。

以前から資格取得にも取り組んでおり、母の介護をきっかけに医療事務の資格を取得。今は、マッサージ、収納アドバイザーの資格取得に向けての勉強も続けています。共働き世帯や高齢者も増加傾向にあり、今後収納アドバイザーのニーズも増えそうなので、将来的に資格を活かして起業できたらと考えています。

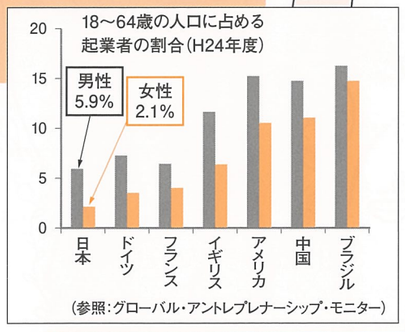

扶養範囲内で働いています

パート

【40代／夫、高校生、中学生の4人家族】

大学卒業後は、公務員として就職。第一子出産後も働いていましたが、長距離通勤のためか、体調不良となり第二子妊娠時に退職しました。

第一子の育休中に医療事務の資格を取得していたので、現在は週3回看護補助のパートと、週1回他のパートもしています。でも、扶養控除を受けたいので、パートでの収入を調整するのが大変です。本当は、子どもたちが大きくなったら、大学時代に学んだ英語を生かした仕事をしたいのですが、ブランクがあるので自信がありません。今は、気持ちと時間の余裕があるので、母親としてだけでなく一人の人間として社会とのつながりを持っていきたいです。

時短制度を利用しています

正社員

【30代／夫、小学生、園児の4人家族】

大学卒業後、営業職として就職しました。母がそうだったように出産育児で仕事を辞めようとは思いませんでしたので、出産後は社内で初めて※時短制度を利用し、内勤となりました。

子どもの保育園送迎は主に、勤務地が近い夫がしています。日々の買い物は週末にまとめてしたり、ネットスーパーも利用したりしていますが、子どもが成長して時短制度が利用できなくなった時、以前のように営業ができるのか、残業ができるのかなどの不安はあります。それでも私は、今の仕事にやりがいを感じているので、続けられるよう夫と協力していきたいです。

※時短制度＝短時間勤務制度は、育児・介護休業法に定められています。適用条件は「3歳に満たない子を育てていること」です。パートでも一定の条件を満たせば、この制度を利用できます。

どう働くか?悩みがいっぱい!

パート

【20代／夫と2人家族】

帰宅が遅くなることが多い仕事だったので、夫が家事をしていると、私自身が申し訳なさを感じ一旦は仕事を辞めました。でも、経済的理由と夫の勧めもあり、今はパートで週に5日働いています。今の仕事では時間帯・曜日は希望通りではないものの、職場のメンバーと融通し合ってうまくこなしています。それでも、給料や業務内容には不満を抱えています。状況を変えようと思っていますが、現在の職場をすぐに辞めることはできないし、子どもができたら仕事を辞めようかと考えていたり、資格の勉強をしようかと資料を検討するものの、お金をかけて本当に役に立つのかと、悩みはつきません。

夫は、家庭科を習った世代なので家事をすることに抵抗はないようです。家事も自分ですべてやろうとせず、夫とよくコミュニケーションを取って仕事とのバランスを考えていくことが大切かもしれません。

夫は外で働き、妻は家庭を守るという考えに、
「反対・どちらかと言えば反対」の割合
（男女共同参画白書平成27年度版）
女性　51.6%
男性　46.5%

専業主婦

【50代／夫と2人家族】

結婚後は夫の収入で一応生活が出来たので、専業主婦でした。子どもの手が離れ、いったん仕事に就きましたが、職場環境に恵まれず退職しました。今は、地域の学校でのボランティアなどをしています。また、いろいろな研修を受けて、充実した老後へ向けて準備をしています。

【40代／夫、高校生、中学生、夫の両親の6人家族】

結婚前に仕事はやり切ったという強い思いから、あえて専業主婦を選択しました。しかし、地域社会とつながっていたかったので、PTAや地域の活動に積極的に参加しています。「選り好みしなければいくらでも仕事はあるのに」と家族から言われ、ストレスを感じることもあります。

～インタビューを終えて～

今回取材をさせていただいた方々の働き方は、時間やスタイルなど実にさまざまでした。彼女たちは、「家事」「育児」などの役割を果たさなければならないというプレッシャーや、自身のキャリアを活かし続けたいという希望をもつものの、税制の制約があるなど様々な悩みと一生懸命に向かい合っていました。「私らしい働き方」を求めて工夫・努力し、うまく折り合っているようでしたが、必ずしも望む形になっていないというのが現実です。いまだ残る「男は外で働き、女は家庭を守る」という固定的な性別役割分担意識を考えると、女性が希望する形で自分らしく働くことは、男性よりも難しいのかもしれません。

「女性が働きやすい社会になるために必要なことはなんですか?」とお聞きしたところ、多くの方が「女性のライフステージに合った柔軟な働き方」と回答されました。女性の柔軟な働き方を実現するためには、さらなる制度の充実が必要なのかもしれませんが、何より女性にとどまらず男性も、さまざまな働き方ができる社会、ワークライフバランスの取れる社会であることが望まれていると感じました。

男女共同参画 おすすめ本

「私らしく」働くこと 自分らしく生きる「仕事のカタチ」のつくり方　（一田憲子著・マイナビ）

仕事に漠然とした不安を抱える人、これからの働き方を模索したい人のためのイキイキと働くためのヒントが詰まった一冊。7人の女性の仕事の話を収録。

仕事も子育てもうまくいく「働くママ」の時間術（馬場じむこ著・日本実業出版社）

著者は会社員、ブロガー、勉強会やセミナーなどの講師などで活躍中の2児の母。自分も周囲も大切にする、とっておきの時間の使い方を紹介。

◎パートナーからの暴力で悩んでいる女性、「もしかしてDV？」と思っているけど、よくわからないという女性のための相談窓口

小田原市女性相談	0465-33-1737 9:30～11:30/13:00～16:30（火土日祝は休み）
DV相談ナビ	0570-0-55210 音声ガイダンスがあります

◎パートナーからの暴力で悩んでいる男性、暴力をやめたい、カッとなるとつい手を出してしまうという男性のための相談窓口（男性の専門相談員が対応・無料）

DVに悩む男性のための相談窓口（神奈川県）	0570-783-744 毎週月・木　18:00～21:00

詳しくは　男性DV相談　検索

【編集後記】

今回は女性の立場で「働くこと」を考えてみようと取材しました。取材後、実行委員会の中でたくさんの意見交換をしたことは改めて「仕事」について考えるよいきっかけとなりました。誰もが、「自分らしい働き方、生き方」のできる社会であってほしいと思います。取材したすべての方のお話を掲載することはできませんでしたが、ご協力くださった皆様ありがとうございました。

後列左より　小林・加藤・玉置／前列左より　福岡・猿渡・井上

発行日：平成28年3月5日
編　集：おだわら男女共同参画啓発事業実行委員会
発　行：小田原市人権・男女共同参画課
〒250-8555 小田原市荻窪300
tel 0465-33-1725　fax 0465-33-1286㈹
Eメール jinken@city.odawara.kanagawa.jp
イラスト協力：櫻井　千晃